

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、県内の事業者（障害者差別解消法第2条に規定する行政機関等を除く）が社会的障壁の除去を行うよう促進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う、障がい者を接客する機会が多い事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる者に対し、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じた額以下とする。なお、別表の第2欄に掲げる者が受けられる補助は、同一事業年度内において1事業者あたり1回限りとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業実施の15日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書（様式第1号）に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

（1）補助事業の取組に係る重要な変更

（2）補助事業の実施に係る補助金の増額

(3) 補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(様式第5号)(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(補助金額の確定及び支払)

第8条 県社協は、補助対象者から前条第1項に基づく実績報告書の提出を受けてから20日以内に本補助金額を確定するものとし、その旨を補助対象者に通知する。

2 確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県社協に提出するものとする。
県社協は、口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行う。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、次に掲げる取組その他の社会的障壁の除去を行う事業 ・メニュー・パンフレットの点字、音声コードの作成 ・個人の資格取得に係る講座・研修等における手話通訳及び要約筆記に係る経費 ・携帯スロープの整備 ・コミュニケーションボードの整備 ・聴覚障がい者接客用タブレットの購入 ・障がい者にも分かりやすいパンフレット・チラシの作成	県内事業者（あいサポート企業・団体のうち、補助対象経費が75千円を超える場合を含む）	1に掲げる事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、修繕料）、役務費（手数料、筆耕・通訳・翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費 このうち、消費税課税対象のものについては、交付申請者が消費税の仕入税額控除を行う者である場合は、消費税相当額を控除する。	2／3 （上限300千円）
	あいサポート企業・団体（補助対象経費が75千円以下の場合に限る）		10／10 （上限50千円）

【注1】 本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は他事業等と明確に区分し執行すること。

【注2】 「3 補助対象経費」中の「需用費」について、飲食に係る経費は補助対象外経費とする。

【注3】 「1 補助事業」中の「個人の資格取得に係る講座・研修等における手話通訳及び要約筆記に係る経費」については、「鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業」「鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金」の対象となる事業の併用は認めない。

なお、個人とは、聞こえない、聞こえにくい当事者のことをいう。

また、連続する講座・研修等での手話通訳等については、終了等に必要な全課程をもって1事業とする。

【注4】 「1 補助事業」中の「聴覚障がい者接客用タブレットの購入」については、「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限る。

なお、「タブレット」を購入する場合、100千円以上は備品購入費、100千円未満は消耗品費となる。

また、「タブレット」をリースする場合は、機器代のみが対象となる。

※遠隔手話通訳サービス

ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳センター等に従事するオペレーター（手話通訳者）が画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとるための仕組み。

※音声文字変換システム

人の声を認識し、リアルタイムで文字に自動変換し画面に表示されるシステム。スマートフォンやタブレットで利用できるアプリケーションがあり、聴覚障がい者と聞こえる人がコミュニケーションを行うとき、聞こえる人の声を文字に変換してタブレット型端末の画面に表示しコミュニケーションを支援することができる。